

事業継続計画（B C P）

自然災害編

令和 5 年 12 月 1 日
社会福祉法人水梅会
紫 水 苑

1. 基本方針

自然災害や新型コロナウィルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こっているが、その様々な事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、事業継続計画（以下、BCP）を策定するものである。

（1）目的

BCPはあらゆる災害に対しての防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら法人としての事業をいかに早期復旧し継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

① 利用者・職員の安全を守る。

命があつての介護サービス・障害福祉サービスであり、災害時においても命にかかる業務を最優先とする。

② 早期の事業再開を目指す

災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務を継続へ万全を期す。

③ 地域との連携

社会福祉法人という特性上、地域との連携は不可欠であり、その結果、地域の災害における被害減少につながる。

事業継続をはかるためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それに係る業務を最優先し、その他の業務は縮小、休止などの措置をとる。

同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。

地域との連携にあたっては、社会福祉法人という性格上、地域の要支援者がいた場合は受入体制を取るべきであるが、その状況下で受入に際し、支援できることを明確にし実施することが重要である。

2. BCP推進体制

（1）平常時及び緊急時のBCP推進体制は以下のとおりである。

平常時	緊急時（BCP発動時）	担当者	代行者（緊急時）
推進責任者	災害対策本部長	施設長	事務長
推進副責任者	災害対策副本部長	事務長	各部門管理者
推進員	各部門管理者	相談員・介護支援専門員	看護・介護主任
	利用者対応	看護・介護主任	看護職員・介護副主任
	対策本部事務	事務職員・各部署職員	

各担当の役割

【 平常時 】

- ① 推進責任者 … B C P の職員に対する意識づけの指導及び総括
- ② 推進副責任者 … 責任者の補佐、教育訓練等の責任者
- ③ 推進員 … 年 2 回の避難訓練時における BCP 教育の実施責任者

【 緊急（B C P 発動）時 】

- ① 災害対策本部長 … B C P 発動の判断、事業継続の方針決定
災害対策本部指揮権者
- ② 災害対策副本部長 … 本部長のフォロー、各拠点への指示、本部長代行
関係機関との連絡調整責任者
- ③ 対策本部事務 … 拠点及び関係機関との連絡調整、災害情報の収集
拠点間の人員調整
資金・物品の調達及び管理。
支給情報などの収集
- ④ 各部門管理者 … 施設における利用者及び職員の安否確認
建物の安全確認
サービス提供に係る担当者を決定し、業務を指示
本部への状況報告（判断に急を要する事項については即断する権利を有する。）

- ※ 情報連絡については、各施設における防災組織の情報担当が中心となり、情報収集する。
- ※ 利用者対応及び避難所（福祉避難所として地域からの受入れ要請があった場合等）に関する事項は防災組織の避難誘導担当が中心となって実施する。

（2）緊急時の参集体制と発動基準

① 参集基準

地震における基準	全員	参集	震度 5 以上で全員参集（震度 4 以上は管理者参集）
		発動	害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
水害等における基準	全員	参集	洪水警報で管理者参集 (別紙 3 埼玉県警報・注意報基準参照)
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。

※上記は平日昼間以外の参集基準である。

※平日昼間が発生時刻の場合、各拠点内での行動となる。

※参集にあたっては自ら及び家族の安否を確認し、可能と判断した場合参集する。困難な場合はライフラインが断絶していると予想されるので、災害伝言ダイヤル等を活用して連絡する。

3. リスクの把握

(1) 各施設の位置状況

※ 別紙1、別紙2の川口市地震・水害ハザードマップ参照。

(2) 被害想定

① 自治体公表の被害想定

※ 別紙4の川口市地域防災計画参照。

② 自施設で想定される影響

項目	内 容	必要事項
冷暖房	停電により全館使用不可	ポータブルストーブの備蓄必要 毛布等の備蓄必要
ガス	供給停止で使用不可	ガスタンク使用可否の確認が必要
水	上下水道とも使用不可	備蓄飲料水の利用計画 自立者用にペットボトルの備蓄必要 簡易トイレ備蓄必要
電気	停電 携帯電話の通話制限 エレベーター停止	非常用設備及び自家発電装置の使用 通信機器の充電 電池および充電器の備蓄必要 閉じ込められた場合の対応検討
医療	医療機関は受け入れ困難	看護職員を中心にケア 必要な救急講習受講の必要性
食事	非常食のみ	提供を計画的に行う必要性
データ等	PC 使用不可	利用者情報のバックアップ (クラウドの活用、携帯に写真保存等)

③ 被害想定スケジュール

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
電力	停電	復旧	→	→	→	→	→	→	→	
飲料水	断水（備蓄飲料）		断水（給水車予定）							
生活用水	断水									
食料	備蓄食料		復旧	→	→	→	→	→	→	
ガス	供給停止（備蓄燃料）						復旧	→	→	
携帯電話	通話制限		復旧	→	→	→	→	→	→	
メール	使用不可		復旧	→	→	→	→	→	→	

※ 建物自体は使用可能と想定するものとする。

4. 優先業務の選定

(1) 優先する事業・当座停止する事業

紫水苑	<優先する事業>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 紫水苑 ・短期入所生活介護 紫水苑（在苑者）
	<当座停止する事業>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 紫水苑 ・短期入所生活介護 紫水苑（新規入所者） ・指定居宅介護支援事業所 紫水苑 ・神根東地域包括支援センター ・生活困窮者支援事業（休止中）

(2) 優先する業務（BCP 初動から 3 日間）

体制 業務	夜勤のみ	出勤 3 割	出勤 5 割	出勤 7 割	出勤 9 割
業務基準	利用者・職員の安全確認のみ	命を守るための最低限の業務	食事・排泄・医療を中心	通常の業務体制に近づく	ほぼ通常の業務
食事	備蓄食	備蓄食	備蓄食	備蓄食	備蓄食
	介助無し	出来る範囲で介助	出来る範囲で介助	出来る範囲で介助	ほぼ通常
飲料水	備蓄飲料	自立者にはペットボトルで給水	自立者にはペットボトルで給水	自立者にはペットボトルで給水	復旧状況を見て通常体制
	介助無し	出来る範囲で介助	出来る範囲で介助	出来る範囲で介助	ほぼ通常
排泄	優先度合いを見て 介助、陰部洗浄、オムツ着脱実施 (簡易トイレ)	優先度合いを見て 介助、陰部洗浄、オムツ着脱実施 (簡易トイレ)	優先度合いを見て 介助、陰部洗浄、オムツ着脱実施 (簡易トイレ)	通常の体制へ移行 (簡易トイレ)	通常体制 (簡易トイレ)
口腔保清	口腔のみ	口腔のみ	口腔 保清	通常の体制へ移行	通常体制
入浴	休止	休止	休止 清拭の実施検討	清拭実施	清拭実施
離床更衣	休止	離床回数減実施 更衣汚れた場合のみ	離床回数減実施 更衣汚れた場合のみ	離床回数減実施 更衣実施	ほぼ通常体制
清掃等	休止	汚れの多い箇所	感染予防による清拭	感染予防による清拭	ほぼ通常体制
洗濯	休止	休止	休止	休止	休止
感染対策	消毒液配置	消毒液配置	消毒液配置	消毒液配置	ほぼ通常体制

医療 ※1	与薬、吸引、吸痰等 極力実施	与薬、吸引、吸痰等 極力実施	与薬、吸引、吸痰等 極力実施	ほぼ通常体制	通常体制
機能訓練	休止	休止	休止	休止	休止
医療 (緊急)	トリアージ 応急処置	応急処置	応急処置	搬送	搬送
バイタル等	休止	状況を見て実施	健康チェック	健康チェック	ほぼ通常体制
問い合わせ	対応し記録	対応し記録	対応し記録	対応し記録	対応し記録
夜勤	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応
緊急受入	休止	休止	休止	休止	検討
ケアプラン作成	休止	休止	休止	休止	休止
保険請求等	休止	休止	休止	休止	休止

※1 医療は人的資源として、看護職、物的資源がそろっている事が前提。それ以外の場合は医療（緊急）に準じる。

5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(1) 研修・訓練の実施

	項目	内容	対象者	時期
研修	想定される災害について	施設の被害想定 災害知識の習得	初任者	随時
研修	事業継続計画の研修	職員の行動基準等	全職員	5月
訓練	避難訓練	消防・防災計画に基づいた避難訓練	全職員	5月
訓練	事業継続計画の実施訓練	自然災害被災時の訓練	全職員	5月
訓練	事業継続計画の実施訓練	感染症発生時の訓練	全職員	11月
研修	事業継続計画の研修	課題検討・BCP見直し	全職員	3月

- (i) 推進員となっている各部門担当者は、年2回の避難訓練に合わせて建物及び附属物の点検及び建物内部の什器等の転倒防止対策の確認、各備蓄品の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善へ向けての提案を推進責任者に提出する。
- (ii) 推進責任者は各拠点リーダーから提出された建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足の内容を検討し、事業計画継続に必要なものを調達する。

(2) BCPの検証・見直し

- ① 事業継続計画の研修において当該年度の取り組みに対する課題検討、BCP見直しを行う。検討の結果に対する評価・改善点の抽出を行い、事業継続計画の改善案とする。
- ② 事業継続計画の改善案策定に関しては、災害対策本部長の承認をもって決定とする。

6. 附表等

(1) ハザードマップ等 (参考資料)

- ・川口市市 地震ハザードマップ、
- ・川口市 水害ハザードマップ
- ・埼玉県 警報・注意報基準
- ・川口市 地域防災計画

(2) 防災組織図

(3) 備蓄品一覧表

7. その他

本計画は令和5年12月1日より施行する